時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千四百七十八號
明治廿二年十一月十九日火曜日
舊暦巳丑十月廿七日（巳、亥）
日出午前六時二十二分　日入午後四時三十一分
月出午前一時四十三分　月入午後二時二十四分
滿潮午前一時三十三分　午後二時零八分
（西暦一千八百八十九年）

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢として地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

十津川郷士民の移住

大和國吉野郡十津川郷の士民は過般の天災にて幾多の人命家財を失ひ非常の慘狀を極めたる其上に祖先傳來の土地田畑さへ流失し今は其鄕里に於て產に就くの道なきより一同協議の上同保六百餘戶の士民擧て北海道に移住するの議に決し過半は既に出發して移住地に着したりと云ふ抑も十津川の士民は古來義氣に富めるの聞え空しからず元弘建武の亂には一鄕相結んで南朝の御味方となり終始其節を改めず爾來數百年王政維新の際にも眇然たる土豪の身にて天下に卒先し勤王を唱へたるは世人の普く知る所にして其忠勇敢爲の氣象は今日に至ると雖も渝はる可らず左れば一朝不幸にして非常の天災に罹りたれども毫も之に屈せず斷然移住の志を決したる中にも其舊誼を思ふの情は忘却せずして移住地を新十津川と稱する事、移着の當日を紀念祭日とする事、後醍醐天皇を始め楠公等の祠を建設して年々祭典を執行する事、紀念祭日幷に後醍醐天皇等の祭日には各自相集まりて歡を盡す事の四箇條を約束し一鄕相携へ袂を揃て南山の雲を辭し遠く北海道に赴き氷雪の野を開拓して殖產自營の業を創じめ又一には屯田兵の籍に入り北門の鎖鑰を守らんとする其心掛の殊勝なる流石は平生に背かざる振舞にして十津川士民の名を辱かしめざるものと云ふ可し顧ふに今の全國の士族中には曾て天災に罹りたることなしと雖も世事人事の變遷に際し圖らずも悲境に陷りたるもの甚だ少なからず其事情は誠に憐む可しと雖も天下大勢の赴く所は如何ともす可らず左れば世の窮士族たる者は今日の境遇を以て天災に罹りたるものと諦らめ大に奮發して更に自活の道を謀るこそ本分なる可きに滔々たる其社會には天下到る處たゞ貧困の嘆聲のみにして自ら奮起して事を企てたるの談あるを聞かず蓋し今の士族諸氏は忠勇義憤、國事に勤勞して以て國の干城たりし人々の子孫なるのみならず今を距ること二十年前迄は夫子自らも現に一死報國の氣慨を以て護國の大任に當りたるは猶ほ記憶する所あらんなれば如何なる困難に陷ればとて武士の精神、窮して益々奮ふの覺悟こそ肝要なる可きに然るに今その種族の中には饑寒の場合に瀕しながらも戀々生誕の地を去る能はず或は舊緣故を以て舊藩主の憐を乞ひ又は口實を設けて政府の救助を仰ぐなど恥を故鄕に曝らして愧る所なき其醜態は外より之を見るも氣の毒なり堂々たる普代恩顧の武士、十津川の士民に對して果して何の顏色ありや又近來は士族の中にて有志家など稱し頻りに四方に奔走して政治の事を談じ一身一家の衣食を顧みずして分外に天下の利害を喜憂する者あり其志は感心す可きに似たれども若し其口に唱ふる如く聊かにても國事の考あるものならば第一に其身の始末して父母妻子の心を安からしめ苟も他人の厄介とならぬ樣、自ら注意す可き筈なるに心事常に遠きに馳せて近きを忘る特に十津川の士民に對して顏色なきものと云ふ可し抑も北海道を開くの要は地を拓き山を穿ちて物產の增殖を期し道を修め港を築きて運輸の便利を謀るに在りと雖も今の世界に戰守防禦の事も亦忽にす可らざること勿論にして內國との交通も未だ十分ならざる北門の鎖鑰、臨時の方略として土着の兵を置き以て臨時の變に應ずるの必要もある可し即ち屯田兵の設ある由緣にして之には政府の厚き手當もありて其應募者を待つこそ幸なれ國內に在りて自ら給すること能はざる窮士族輩は斷然早く移住の策を決し一面には自ら耕して自ら生活するの道を開き一面には屯田の兵籍に入りて國民の義務を盡さば啻に目前の窮を救ふに足るのみならず祖先の神靈に對しても武士の子孫たるの名を空うすることなく一擧兩得の計と云ふ可し我輩は目下その貧困に苦しむ全國の窮士族が十津川士民の風を聞て大に奮起せんことを希望して止まざる者なり

官報

○官報正誤　去十七日の官報欄內勅令第十七號第二十四條中共學術修學云々の共は某の誤又同十八號中砲兵學校長は砲工學校長の誤なりと昨日の官報に正誤せり

○內務省告示第四十一號

一世界不轉覆論　一枚

發行人　東京下谷區坂本町一丁目十六番地　淺賀鐵次郎

右出版物ハ治安ヲ妨害スルモノト認ムルヲ以テ其發賣頒布ヲ禁止ス

明治廿二年十一月十八日　內務大臣伯爵山縣有朋

○警察令第三十三號

本年(十月)警察令第三十一號鍛冶鑄物及ビ鑄掛工場取締規則第六條第七條ハ左ノ通追加ス

第六條

但修繕ノ節ハ著手前成其所轄警察署ヘ屆出ヘシ

第七條

五　盜犯又ハ本則ニ回以上ヲ犯シ滿三年ヲ經過セサル者並監視中ノ者ニハ身分證ヲ附與セス

明治廿二年十一月十八日　警視總監折田平內

警察令第三十三號參照

警察令第三十一號鍛冶鑄物及鑄掛工場取締規則(明治二十二年十月二十八日)抄錄

第六條　工場及火床增出等變換セシトキハ速ニ修理ヲ加フヘシ

第七條　鍛掛營業前直シ燒印等ノ行路營業者ハ左ノ事項ニ從フヘシ

一　行路營業ヲ爲ントスルモノハ所轄警察署ニ願出身分證ヲ受ケ之ヲ携帶スヘシ

二　身分證ニ異動ヲ生シ又ハ之ヲ遺失毀損シタルトキハ所轄警察署ニ屆出其證ノ書換又ハ再渡ヲ請フヘシ但廢業ノトキハ之ヲ返納スヘシ

三　身分證ハ每年一回(十月)所轄警察署ニ差出シ檢印ヲ受クヘシ

四　該營業者ハ求メナキ人ノ家屋ニ立入ルヘカラス

○敍任及辭令（十一月十五日）

文部大臣秘書官正七位　中川元
兼任文部省會計局次長（敍奏任官四等）

任理科大學教授（敍奏任官三等）　橫山又次郞

陸軍省會計局長陸軍監督長　川崎祐名
御用有之第二師團ヘ被差遣

高等師範學校長　山川浩
學事巡視ノ爲メ滋賀香川愛媛三縣ヘ出張被仰付

文部省會計局次長　中川元
文部省會計局長久保田讓不在中會計主務ヲ命ズ

○頒布禁止　內務省に於て一昨十五日左のものは略本曆類似のものに付き頒布を禁止せり

陰陽曆日無盡表　明治廿二年十一月十日印刷
比較　明治廿二年十一月十二日出版

群馬縣吾妻郡長野原町大字林村第五十六番地
著作者兼發行印刷者　浦野磨

雜報

○滋賀縣臨時縣會の大議論　去る十四日の滋賀縣臨時縣會に於て彼の滋賀福井兩縣の關係工事たる若狹街道開鑿追加豫算案を議せしに滿場囂々として議論沸くが如く三十二番林田騰九郞氏は廢案論を主張し議會は既に當局者の目論見を信じて其費用を供給したるに今又工事異變を生じたりとて開鑿費の追加を要するが如きは誠に當惑する所にして若し今後尙は又此の如きことあり一々之れが需めに應ずるものとせば實に際限もなきことあり殊に福井縣の如きは既に其支出を拒みたれば無論本縣に於ても出金するに及ばずと述べ五十一番鵜飼退藏氏も同じく廢案論を唱へ七番脇坂行三氏は延期說を提出せり其論旨を聞くに元來此工事は福井が主にして滋賀は客なり然るに動もすれば主客顚倒の趣あり現に其主たる所の福井縣が之を否決したるにも拘はらず本縣獨り汲々として其利害を討究したればとて何の益かあらん故に一と先づ此議案は知事の許へ返し暫く福井縣の動靜を觀たる上更に之を議せんと論じたり又原案維持者は開鑿中圖らずも黑土を生じ其迷惑一と方ならざるのみか萬一此儘にして工事を打捨置かば其不經濟なるは申すまでもなければ是非とも成工を期せざるべからずと云ひ甲論乙駁數回に涉り決を採るに及んで廢案論に起立するもの十一名、延期說二十名、原案十五名にして孰れも過半數に充たざる故同案は終に消滅に歸したるよし

○淸國通信（上海十一月一日發）

天長節の準備　當地日頃の曇天も漸く晴れ渡り來る三日は天長節に付式の如く午前九時より在留人一同我總領事館に參賀して陛下の眞影を拜し祝杯を擧ぐる筈なるが既に一兩日前より重立ちたる紳士に夜會の案內狀を發し又館門の正面に數十の球燈を掛連ねて其間に菊桐の紋形を花瓦斯に點火せんとの準備も取極りたれば定めし盛んなる景況なるべし

朝鮮公使と貢使　天津駐在の新任朝鮮公使金明圭氏は副使金商德氏と共に二週間前同國公館に來着し直ちに李傅相に面會またる由なれば前任公使の成岐運氏は三年の滿期交代して歸國するのみならん又同國貢使として北京に赴きたる趙玉坡氏は既に公務を濟まして南方內地の遊歷を思ひ立ち江西省に至りて頗る地方官の待遇を受け此程福建に向け出發したるゆゑ最寄り便船にて本國に立戾るよ……

李氏嘉賓を失ふ　翰卿氏は今年五十……長逝しさる由なる……を失ふたるが如く云ふ

李氏赴任の緩漫　……安慶より長江を泝……費したる所以を問……故の送迎も少なか……整理結算中なりし……あるを以て李氏も……緩漫の旅行を爲し……

上海港則彙報　外……軍物置所下に當る……右海軍物置所の前……の停泊所を差圖す……浦東に於ける港長……蒸氣を止むべし○……常に停泊の定所あ……ざれば河下に止ま……を許すと雖ども危……かなり○軍艦の爲……泊所を設置すべし……ものあれば時別の……らず○停泊所亦は……は出張所へ宛て離……水導者より願出べ……移るを得せしむべ……舷の桁或は桁なき……すべし○軍艦を除……用ふるを得ず軍艦……船體に取着くべし……月幷に月の更改の……間を除くの外は此……先立して船舶を挽……ぐ可らず）○港內……漫りに大小銃を放……に積荷として危險……成るべく一マイル……白晝は赤旗（第五……シャルコード）を……は稅關の指令を守……數の多少を論せず……ドに過ぎざること……幷に袖銃袖施銃の……こと）○又船中積荷……チン油綿烟硝及び……高の多少に拘はら……して其定めたる分……より一マイル以外……處に於て其物質を……出ること〻知るべ……る船舶は總て之れ……の浦東岸に寄泊す……停泊境界より一マ……へ黃旗を翻へし且……として他船へも移……